

京都市立芸術大学音楽学部演奏会規程

(令和6年4月9日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学学則第51条第2項の規定に基づき、京都市立芸術大学音楽学部（以下「音楽学部」という。）が実施する演奏会（以下「演奏会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 演奏会は、音楽学部の教員及び学生の音楽に関する教育研究成果を発表し、あわせて文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第3条 演奏会とは、京都市立芸術大学音楽学部委員会規程第19条第1項に定める演奏委員会が担当する演奏会をいう。

(演奏会の実施)

第4条 演奏会の実施については、音楽学部演奏委員会及び音楽学部教授会において決定する。

(入場料)

第5条 演奏会は、入場料を徴することができる。

2 演奏会の入場料の額は、別表のとおりとし、音楽学部演奏委員会及び音楽学部教授会において決定する。

3 前項の規定にかかわらず、別表によりがたい場合は、音楽学部演奏委員会及び音楽学部教授会において別途決定することができる。

4 入場料に関して必要な事項は別に定める。

(事務)

第6条 演奏会に関する事務は、共創テラス・連携推進課が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、演奏会に関し必要な事項は、音楽学部教授会において定める。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

別表

入場料
円
500
1,000
1,500
2,000
2,500
3,000
3,500
4,000
4,500
5,000
5,500
6,000